

議長 田中と告げる

終了 午後七時十五分

右会議の議案を記録し相違ないことを認するため、ここに署名す

昭和三十一年六月二十九日

福生町議会

議長 田村利

議員 石川信義

令 飯野富十郎

令 設樂美知

東京都西多摩郡福生町役場

昭和三十年才三四定例会

福生町議事會會議錄

昭和三十年九月十五日第三回福生町議事會定例會日を福生町役場に開會す

出席した議員は左の通りである

第一番 渡井

明第三番 井上頼太郎 第三番 米泉 薫

第四番 石川信

義第五番 飯野富十郎 第六番 設樂美知

第七番 森田幸

藏第八番 田村利一 第九番 村尾四郎

第十番 並木

秀第十一番 高橋三郎 第十二番 村尾種吉

第十三番 森田誠

重第十四番 中西虎藏 第十五番 中森与一

第十六番 山下幸

三第十七番 清水与一 第十八番 石川常太郎

第十九番 瀬古清

藏第二十番 大久保一郎 第二十一番 森田光一

第二十二番 田村祐

一第二十三番 西村光人 第二十四番 高橋彦市

一地方自治法第百三條の規定により 會議事件 説明のため議

長から出席を求められたため出席した者は左の通りである
町長 森田幸一 造 助役 川窪金 吉 牧 大 役 川 辺 堅 一
総務課長 大野忠一 税務課長 貫井先代 次 民生課長 橋本孝 藏
産業課長 高木 求

一、本會の書記は左の通りである

書記 森田 恒 書記 大久保林作

議長 (午後一時十五分) 二水より第三回町議會定例會を開會
致します

議長 議案第四十六號 を上提いたします

議案第四十六號 福生町固定資産評価審査委員会委員改選
につき同意を求める件

書記 議案朗讀

町長 固定資産評価審査委員は三人の定員です。か内一人 森田 広

東京部西多摩郡福生町役場

助氏は八月三日に任期満了となりましたので再び選任いたし
たく先般財務委員会の了解を得ましたのでここに提案し
た次第です

第一番(財務委員長) 本件 につきまして財務委員会は慎重審議
の結果 森田 広 助氏を最も適任者とみとめ再選する
ことに同意いたしました

議長 本案について御異議はありませんか

満場異議なし

議長 御異議がないうものとみとめ議案第四十六號 は原案可決と
決定いたします

議長 議案第四十七號 を上提いたします

議案第四十七號 福生町税賦課金収支条例の一部 改めにつて
書記 議案朗讀

町長 本案を提出しました理由は去る八月一日付法律 第百十号
を以て地方税法の一部を改正する法律が公布されました
のどこれに伴つて必要なる改正をいたしました尚従来の條例
中にはもれをりました事項を二頁加入いたしました詳細は
主管課長として御説明致します

尚本署につきましては午前中 総務、賦税、合同委員会に
於て御審議をわかつて御了解を得てをりまする
しく御審議をおかけいたします

税務課長

町税賦課増徴条例の改正につき所要を御説明申上げ
ます

一、納税者がその未納に係る増徴金を納付し又は納入すること
を委託するため町長の定める有価証券を主税吏員に提供

東京都西多摩郡福生町役場

東京税務局税務課課長

して現金化し納税する制度が新に設けられた

二、還付又は充当加算金については今迄は納税者の責任
による還付金については還付加算金を加算されなかったが
加算されることとなった

三、延滞金及延滞加算金は百円につき四割が三割に引
き下げられた

四、今迄個人の町民税の申告書を提出する義務が法定され
ていたが提出を求められたときでよいこととなった

五、法人の均等割につて事務所、事業所を有していた月数に
よつて月割によつて均等割額が課税できることとな
つたと共に申告納付となった

六、個人の町民税の特別増徴については条例で定められた場合に限
り給與所得者に対して特別増徴を行ふことができなかつたが原

則として給與所得者に対する住民税は特別増収にあることとなつた 又給與所得以外の所得も納税者から反対のない限り特別増収かひきることとなつた

七、固定資産税の課税標準たる土地家屋の價額の評価は毎年行つてゐたものを基準年度を設けて原則として三年間 据え置くこととなつた

基準年度は昭和三十一年度及三十三年度並びに三十三年度から起算して三年度を全過することの年度をいふ

償却資産の免税額が五万円から十万円に引き上げられた 当町でこれのため減税になるのは税額で約一万二千円位である

尚自治庁通達にある住宅建設促進策として昭和三十一年一月二日から三十三年一月一日までに建築された十坪以下(今迄十坪以下)

東京都西多摩郡福生町役場

東京都西多摩郡福生町役場

の家屋に対して最初の三年度の固定資産税について税額の二分の一(今迄三分の一)を軽減することとした

入タバコ消費税の税率が今迄の百十五分の十(87/100)から百分の九と引き上げられた 従つて百分の〇・三増率と

なり 前年度に比し約二十万円位増加になる

九、自動車、荷車の月割の賦課期日について今迄新に取得された日の属する月の翌月一日となつてゐたが新に取得された日となつた

十、自動車、荷車税の増収について証紙増収の方法かひきることとなつた 尚今迄の鑑札が標識に改められた

十一、國庫出納金端数計算法の改正によつて課税標準額は原則として百円未満、税額は十円未満は切捨ることとなつた

尚今も条例中にもれてゐたため第三十八條第一に個人の町民
税の生税令書に記載すべき各納期の納付額に關する
事項及第三十九條第二に普通生税に係る個人の町民税
の賦課後の変更、これに係る延滞金の生收方法に關する
事項を新に加入した

議長 総務委員長から御報告を申します

第六番（總務委員長）委員会の全通を報告いたします。午前中
總務、賦税の合同委員会を開き、慎重審議の結果、これ
は地方税法の改正に伴つて行われた条例の改訂で已む
を得ないものとみなしました

議長 本案について御質問はありますか

第十一番 先程の説明によると法人均等割の月割について事務
所のある月数か五ヶ月の場合には二十四ヵ月と定めて

東京都西多摩郡福生町役場

十二で割ると云われたがまちがひないか

税務課長 条例第三十八條第二項によつてまちがひはありません

議長 本案について御異議はありますか

満場 異議なし

議長 御異議がないものと認め、議案第四十七條は原案
可決と決定いたします

議長 議案第四十八條を上提いたします

議案第四十八條 指定寄附受領に關する件

書記 議案朗讀

助役（その一） 松万田の指定寄附につきましてはこれは長年の
間、この地域は水はけが悪く雨水に困つておりました
と地元よりの要望もありましたので牛浜駅に連なる国
道が貫通しましたので先般建設委員会に諮り工事

費四千四百四十万三千三百円をもって工事を完了いたしました
(その二) 松立万円の指定寄附につきましては中学校の増築
工事に伴い水道の施設をしてもらいたいと云ふPTA
からの要望もありましたので先般総務委員会に諮り
増築工事と同時に工事費三千八万三千九百八十円
をもって工事を完了いたしました
(その三) 五万円の指定寄附につきましては才三小学校に
給食用の調理機を備へてもらいたいと云ふPTA
からの要望がありましたので之を備へつて才三小学校
も才一才三校のうちに完全給食を行いたいと云ふ希望
に漸く今回實施される運びとなりました
議長 本案については質問はありませんか
異議なし

議長 本案については御異議はありませんか
満場 異議なし
議長 御異議がないものと認め議案第百八号は原案可
決と決定いたします
議長 議案第百九号を上提いたします
議案第百九号 所管住宅の建設について
書記 議案朗讀
助役 本案はすでに私が就任前に審議されたものであり
りまして場所もまたハッキリしてまいりますが予定
地とし、建設費千二百万円も概算でござります
既に三戸の割当もありますので實現に努め
いたしなうと存じます
議長 御質問はありませんか

異議なし

議長本案に付る御異議はありませんか

満場異議なし

議長御異議かなうものと認め議案第四十九号は原案可決と決定いたします

議長本日の議事は全部終了いたしました

會議録署名員を指名いたします

第七番

第九番

第十番

議長御異議はありませんか

満場異議なし

議長(午後二時二十分)第三回所議会議定例会を開會した

します

右會議の顛末を記載しその相違ないことを証するた
り茲に署名する

昭和三十年九月十五日

福生町議會

議長 田村利

議員 市村 田幸藏

議員 村尾 四郎

議員 並木 秀

昭和三十年才三回臨時会

東京都西多摩郡福生町役場

東京都西多摩郡福生町役場

修了
1、2、4、
町役
の
り
り

福生町臨時議會會議錄

昭和三十年十月二十六日第三回福生町臨時議會を福生町役
場にて開會す

出席し右議員は左の通りである

第一番渡井 明 第三番米泉 荻 第四番石川信義

第五番飯野富十郎 第六番設樂美知 第七番森田幸藏

第八番田村利一 第九番村尾四郎 第十番並木 秀

第十一番村尾種吉 第十二番森田誠重 第十三番中西虎藏

第十四番中森与一 第十五番山下幸三 第十六番清水与市

第十七番石川常太郎 第十八番瀬戸清藏 第十九番大久保一郎

第二十番森田光一 第二十一番田村祐一 第二十二番西村光人

第二十三番高橋彦市

地方自治法第百三十一條の規定により會議事件説明のため議

福生町臨時議會會議錄